

介護予防相当サービス、基準緩和サービスのサービス費の算定における日割りコードの設定について

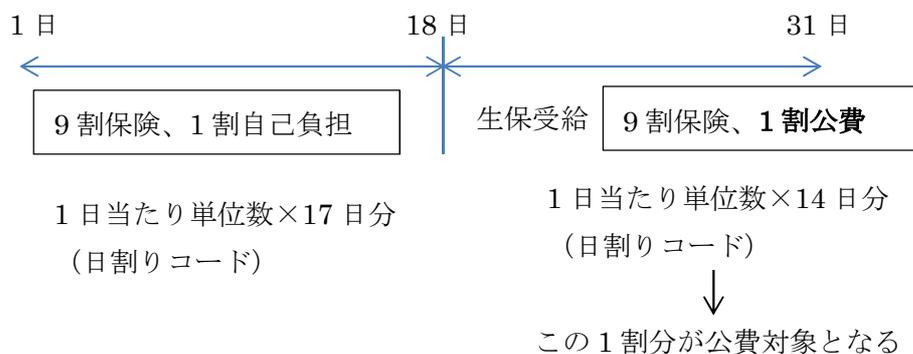
令和元年10月サービス利用分からの算定に係る新潟市総合事業のサービスコードにおいて日割りコードを設定しました。

日割りコードを設定したサービスコードはA2（訪問型サービス（独自））、A4（訪問型サービス（独自／定額））、A6（通所型サービス（独自））、A8（通所型サービス（独自／定額））です。

なお、新潟市の総合事業サービスについては、1回当たりの単価を使用しているため、日割りコードを使用する状況は、基本的には以下の場合限られますのでご注意ください。

【日割りコードを使用する状況】

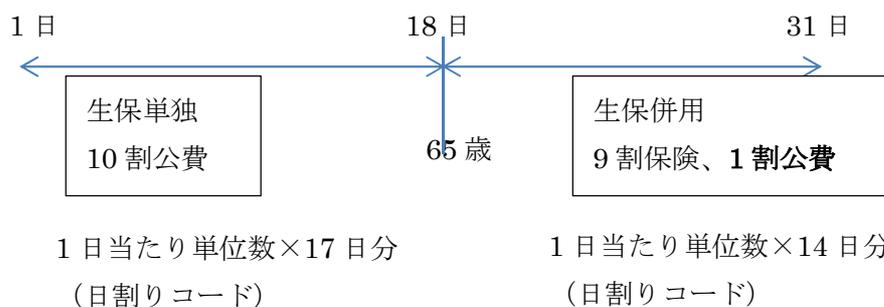
①月の途中で新たに生活保護の受給者となり（または月の途中で生活保護の受給者でなくなり）、一部が公費（介護扶助）対象となる場合であって、一定回数以上の利用があり当該月の基本部分の算定が1月当たりの単位数（月額包括報酬）となる場合。



※1月当たりの単位数でなく、1回当たりの単位数での算定となる場合は、生保の対象期間に利用した回数分の算定の1割が公費対象となる。

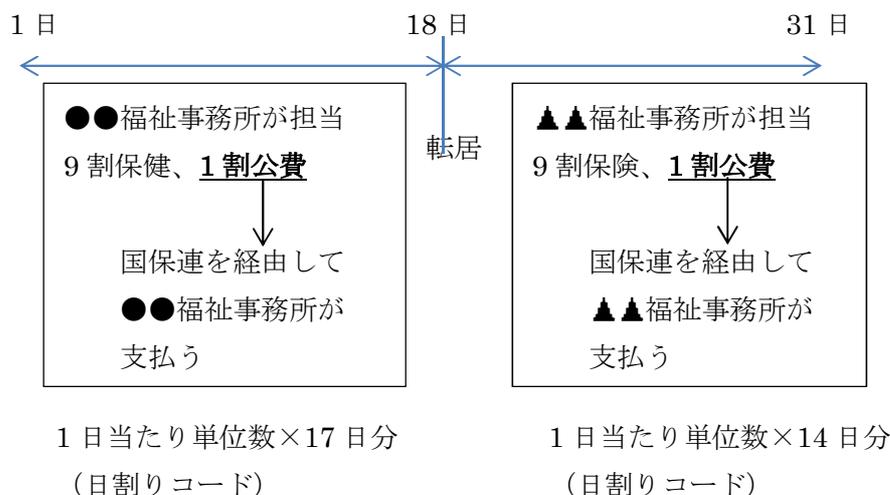
②生活保護受給者で65歳到達前に介護保険のサービスを利用している者が、月の途中で65歳となり、介護保険の第1号被保険者となる場合であって、一定回数以上の利用があり当該月の基本部分の算定が1月当たりの単位数（月額包括報酬）となる場合。

（介護保険からの給付が無い生保単独の状態から、介護保険給付と生保の併用の状態となる場合）



※1月当たりの単位数でなく、1回当たりの単位数での算定となる場合は、それぞれの期間を1回当たりの単位数×回数で算定し、保険請求分、公費分を算出する。

③生活保護受給者が月の途中での転居により担当の福祉事務所が変更となる場合であって、一定回数以上の利用があり当該月の基本部分の算定が1月当たりの単位数（月額包括報酬）となる場合。



※1月当たりの単位数でなく、1回当たりの単位数での算定となる場合は、それぞれの期間を1回当たりの単位数×回数で算定し、保険請求分、公費分を算出する。

国が示す日割り請求が適用される事例は上記のほか、例えば「月途中での介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始」や「月途中での介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所」などが挙げられていますが、本市は総合事業において、1回当たりの単価を使用しているため、一定回数の利用があり月額包括単価となる場合で、かつこれらの事由に該当した場合でも、日割り算定をせずに、月額包括単価での算定とします。